

SNA の枠組みにおける 家計の所得・消費の分布の計測

山崎朋宏・中川友希・前田佐恵子

July 2025



内閣府経済社会総合研究所

Economic and Social Research Institute

Cabinet Office

Tokyo, Japan

ESRI Research Note は、すべて研究者個人の責任で執筆されており、内閣府経済社会総合研究所の見解を示すものではありません（問い合わせ先：<https://form.cao.go.jp/esri/opinion-0002.html>）。

ESRI リサーチ・ノート・シリーズは、内閣府経済社会総合研究所内の議論の一端を公開するために取りまとめられた資料であり、学界、研究機関等の関係する方々から幅広くコメントを頂き、今後の研究に役立てることを意図して発表しております。

資料は、すべて研究者個人の責任で執筆されており、内閣府経済社会総合研究所の見解を示すものではありません。

The views expressed in “ESRI Research Note” are those of the authors and not those of the Economic and Social Research Institute, the Cabinet Office, or the Government of Japan.

SNA の枠組みにおける家計の所得・消費の分布の計測

山崎 朋宏、中川 友希、前田 佐恵子¹

概要

近年、ウェルビーイングの計測等の観点から、SNA の枠組みにおいて家計の経済状況の分布を計測することの重要性が国際的に高まっている。本稿では、先行研究も踏まえ、『全国家計構造調査』や『全国消費実態調査』の調査票情報等を用いて、国際比較が可能となる OECD の示す方法論に則り、SNA の枠組みと整合的な形で、家計の属性別に、2014 年及び 2019 年の所得・消費の分布の推計を行った。また、この推計結果について、所得階級別で、その所得や支出の特性を見たうえで、OECD で公表されている各国データと比較した結果、日本においては、所得階級間で消費の総額及び目的別分類の内訳構成比の差が小さいという特徴がみられた。

本稿で取り組んだ推計は、多様な属性において家計行動の特性・傾向を明らかにすることから、政策分析にも有益であり、こうした計測については、さらに国際的に要請が高まり、各国で取り組まれていくことが想定される。我が国においても、今後必要な拡充を行い、家計の経済状況に関する分析に資するようなデータを整備していくことが求められる。

* 本稿の作成に当たっては、内閣府経済社会総合研究所内から有益なコメントを頂いた。また、本稿における推計作業は、内閣府経済社会総合研究所が業務委託により作成した推計プログラム及び推計結果を用いて行っており、国民経済計算部各位より知見を得るほか、プログラム作成の過程でも多くの方にご協力いただいた。心より感謝申し上げたい。なお、本レポートの内容や意見は執筆者個人のものであり、内閣府の見解を示すものではない。また、あり得べき誤りは全て筆者の責任である。

¹ 山崎朋宏：内閣府経済社会総合研究所研究官、中川友希：元内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部分配所得課研究専門職、前田佐恵子：内閣府経済社会総合研究所特別研究員。

1. はじめに

家計の経済状況や経済活動の分析にあたっては、一国経済というマクロの視点からのアプローチと、個人や特定の属性に注目するミクロの視点からのアプローチの双方が使用される。それぞれの分析に用いられる、マクロ・ミクロどちらの統計情報も有用であるが、両者の動きや分析の結果は時に大きく乖離し、また、ミクロの統計は、サーベイデータによることも多く、その調査設計や属性に対する定義等が国によって異なることなどから、類似の統計が示す結果を国際的に比較することが容易ではない。特に、家計の所得や支出内容等の経済活動に関しては、様々な統計が存在することなどから、整合的な形で国際比較を行うことがより一層難しい。

こうした中、各国間で共有された方法によりマクロ統計と整合的な形でミクロの情報を一定の属性別に集計する、いわゆる「セミマクロ」の統計情報を充実させ、これを政策分析に活用することに国際的に関心が高まり、国際機関では専門家会合などが設けられ、計測方法や分類などについての議論が行われてきた。

これまで、我が国では、代表的なマクロの経済統計である『国民経済計算』（以下、「SNA」という。）の包括的な記録体系を活かしながら、家計部門を所得階級や世帯類型等の属性別に細分化し、所得や消費を詳細に記述する勘定表を作成する取組が行われてきた。たとえば、山崎・酒巻（2018）では、『全国消費実態調査』（総務省）の調査票情報等を用いて、1984年から2014年まで（5年おき）の計7か年の所得や消費について、SNAと整合的に、世帯の可処分所得の分位別や世帯主の年齢階級別に推計されている。また、その他にも、浜田（2012）、河越・前田（2013）、前田・梅田（2013）などにおいて、家計の分布情報の作成に関する研究や、それを用いた分析が行われている。しかし、これらの研究はいずれも、世帯区分などの分類が国際機関で示された形式を踏まえておらず、また、最も新しくとも2014年までの結果しか示されていない。

そこで、本稿では、国際的な比較可能性をより高めるため、国際的に共有された世帯区分での推計を行うとともに、最新年の調査であり、『全国消費実態調査』の後継調査である『全国家計構造調査』の結果を用いて2019年を対象とした推計を行った。こうした取組は、豊かさの計測に関する議論が深まる中、SNAの体系の中で如何にウェルビーイングの要素を取り込めるかという観点で、国際的にも重要度が高まっているものである。このような勘定表作成の取組を推進、発展させていくことで、家計の分配構造や格差等の各種分析にも資することが期待される。

本稿の構成は以下のとおりである。まず、第2節においては、家計の所得や消費等の分布の計測に関する国際的な議論の動向を紹介する。続く第3節では、OECD（経済協力開発機構）が取りまとめたハンドブックにおいて示されている、家計の分布勘定の作成に関する方法論の概要を解説する。第4節では、第3節で記述した方法論に照らし、本稿で作成を試みた日本の家計の分布勘定につき、その具体的な作成方法を記す。第5節では、今回作成した家計の分布勘定について、『全国家計構造調査』の公表値や各国における推計

値と比較を行い、推計結果の妥当性について考察する。第6節は結びである。

2. 国際的議論の動向

(1) SNAの国際基準に関するワーキンググループ等における議論の動向

現在、主要国におけるSNAの作成は、国際連合で合意された「2008SNA」²と呼ばれる国際基準に基づいて行われている。SNAの国際基準については、時代に合わせた内容をSNAに取り込むことなどを目的として不断の改訂検討が行われている。2008SNAの改訂にあたっては、SNAの国際基準の草案を作成する役割を担う「国民経済計算に関する国際機関事務局間ワーキンググループ（ISWGNA）」が中心となって議論を進め、2025年3月の国際連合統計委員会において「2025SNA」³を国民経済計算に関する新たな国際基準とすることが採択された⁴。2025SNAでは、主要な改訂内容の一つとして「ウェルビーイング及び持続可能性」があり、その中で、家計の物質的なウェルビーイングを示す重要な指標として、家計の所得、消費、富の分布に関する勘定表を各国が作成することが勧告されている。これは、SNAのマクロデータと整合的な家計の所得、消費、富に関する分布情報の推計及び公表を求めるものであり、政府の分配政策に資するものとされている。

こうした家計の分布情報を作成することは、2008SNAにおいても、さらにその前身の基準である1993SNAにおいても、部分的には勧告がなされていた。1993SNAでは、「家計の最大の所得源泉の特性（雇主の混合所得、自己勘定の就業者の混合所得、雇用者報酬、財産・移転所得）に基づく家計部門の内訳部門分割を勧告する。（中略）すなわち、(a) 雇主、(b) 自己勘定の就業者、(c) 雇用者、ならびに (d) 財産所得及び移転所得の受領者である。」とされた^{5,6}。2008SNAにおいても、同様の勧告がなされ、また、これに関し、家計の内訳部門分割についての追加の論点として、非法人企業を含む家計と含まない家計への分割、所得水準に基づく分割、レファレンス・パーソン（世帯の中で最大の所得を得る個人などを指すとされる）の職業や学歴等に沿った分割の意義や可能性等が記述された。

2025SNAでは、2008SNAまでの内容をベースにしつつ、より発展的な内容が盛り込まれた。家計の所得、消費、貯蓄、富に関する分布情報は、ウェルビーイングの分析に大いに関連するとされており、家計の部門別内訳を整備することが勧告されている。具体的には、各国は、最低限、所得の十分位別及び富の十分位別の内訳を、可能であれば上位5%や上位1%の内訳を提供するべきであるとされており、さらには上位0.1%の内訳提供の可能性

² 2008年版国民勘定体系。詳細は、内閣府ウェブサイト等で紹介。

<https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/seibi/2008sna/kariyaku/kariyaku.html>（2025年4月アクセス）

³ <https://unstats.un.org/unsd/nationalaccount/sna2025.asp>

⁴ この際、これらについての実施戦略（Strategy for Implementing 2025 SNA and BPM7）も承認されている。ここでは、各国における2025SNAの導入時期について、2029～2030年を目標とすることが推奨されている。

⁵ 経済企画庁『1993年改定国民経済計算の体系』下巻 付録1 パラ30。

⁶ 勧告という扱いではないが、「経済的特性ないし経済的・社会的特性または地理的特性に基づく家計の内訳部門分割を提案する」との記述もなされていた（脚注5参照）。

についても言及されている。また、追加的な項目として、主な収入源別、世帯類型別、住居形態別、レファレンス・パーソンの年齢別など、他の内訳の整備も推奨されている。

（２）欧州及び OECD における議論の動向

2000 年代後半以降、家計の物質的な豊かさや分布への関心の高まりから、分布情報の重要性に関する国際的議論が欧州や OECD において盛んになされてきたことも、分布情報の推計を推進する力となってきた。

フランスでは、サルコジ元大統領による諮問機関、いわゆるスティグリッツ委員会が設置され、そこで 2009 年にまとめられた『経済パフォーマンスと社会進歩の計測に関する委員会の報告書』において「平均的な所得、消費、資産は、意味のある統計ではあるが、生活水準に関する全容を示すものではない。例えば、平均所得が個人間、家計間で不平等に上昇した場合、暮らし向きが他よりも悪くなる集団が現れうる。したがって、所得、消費、富の平均値は、分布を反映した指標と共に有るべきである。」⁷と述べられている。

その後、2011 年、OECD とユーロスタット（欧州統計委員会）により、共同で「SNA の枠組みにおける格差に関する専門家会合（EG-DNA ; Expert Group on Disparities in a National Accounts framework）」が立ち上げられ、ミクロデータを基にしつつ SNA の合計値と整合的な分布結果をまとめるための方法論の開発に関して研究が開始された。同会合には、設立当初には日本を含む 25 か国と機関が参加し、その後も参加国を拡大しながら、推計手法の確立・改善のための検討が今日まで行われてきている。

2022 年からは、ECB 等を中心に取り組まれてきた EG-DFA（分布金融勘定に関する専門家会合：The Expert Group on Distributional Financial Accounts）の成果も踏まえ、家計の富の分布に関する専門家会合（EG-DHW : new Expert Group on the Distribution of Household Wealth）において、IMF が進める DGI（後述）の取組と歩調をそろえて議論を進めている。

OECD は、これまでの研究成果等を踏まえ、非金融勘定において一定の推計の枠組みを示し、これを OECD（2024）にまとめた。本稿における推計は、この OECD（2024）に示された枠組みに則ったものであり、詳細は次節において説明する。

（３）IMF が取りまとめる DGI に係る議論の動向

IMF も家計の所得・富について分布を計測していくことに関心を高め、G20 を中心とする各国に対しデータを整備するよう要請を行ってきた。2009 年には、前年の世界金融危機の教訓をもとに、金融・財政・経済に関するデータの不足に対処し政策分析の質を向上させることを目的として、IMF と FSB（金融安定理事会）が統計整備に向けたイニシアティブ（DGI : Data Gap Initiative）を提案し、G20 の財務大臣・中央銀行総裁会議で承認された。DGI（-1）は、主に信頼できるタイムリーな統計の定期的な収集と普及を目的としたもの

⁷ Stiglitz, Sen and Fitoussi[2009] p.40, 137

であり、その内容は、2015年には次の段階である DGI-2 に移行・継続された。DGI-2 はより所得分布にかかる取組についての関心を寄せたものとなっており、2021 年に取組期間が終了したのち、それを引き継ぐ形で、2022 年に DGI-3 が承認された。

DGI-3 では、「家計の分布情報」の整備に関し、家計の所得・消費・貯蓄と富の2つの分野について提案がなされ、G20 各国に対して、提供にかかる適切な詳細度合や周期性、タイムラインについて柔軟性を与え、また、各国における統計の発展のレベルを考慮に入れつつ、最善ターゲットと次善ターゲットが設定されている⁸。家計の所得・消費・貯蓄の分布の整備については、最善ターゲットとして、2024 年末までに、2021～2023 年のいずれかを対象年とした所得の五分位別の推計結果を公表し、加えて、2026 年末までに、上記対象年の1年から1年半後までの所得十分位別、可能であれば主な収入源別及び世帯類型別の内訳を作成して公表することが設定されている。また、次善ターゲットとしては、2026 年末までに、対象年の4年以内の所得五分位別の内訳を公表することであり、さらに可能であれば3年おき、少なくとも5年おきに作成して公表することとされている⁹。

DGI-1、DGI-2 においても（家計の）分布情報を作成することは他の提言項目と並んで推奨されていたが、DGI-3 においてはより家計の分布情報が重要視されるようになったといえる。これもやはり、格差や貧困、分配やウェルビーイングなどといった概念が国際的により重要度を増していることの表れといえる¹⁰。

3. OECD の示す方法論

本稿での推計は、OECD で議論されてきた方法論に則っている。OECD（2024）では、図表1で示す Step 1～5 の手順による推計手法が推奨されている。本節では、ステップごとに、推計手法の概要を解説する。

⁸ 「家計の分布情報」のほか、「気候変動」、「フィンテックと金融包摂データ」、「民間データと行政データへのアクセス、データ共有」の分野があり、全体で14の提案がなされている。

⁹ 家計の富の分布の整備については、最善ターゲットとして、2024 年末までに、2021～2023 年のいずれかの年を対象に富の五分位別の推計結果を公表し、加えて、2026 年末までに、対象年の1年半後までの富の十分位別と、可能であれば主な所得の十分位別及び世帯類型別の内訳を作成して公表することが、また、次善ターゲットとしては、2026 年末までに、対象年の4年以内の富の五分位別の内訳を、可能であれば3年おき、少なくとも5年おきに作成して公表することとされている。

¹⁰ なお、DGI は、G20 諸国への提案ではあるが、履行義務はない。各提案に関する進捗状況については、Progress Report という年次報告書の形で、毎年の G20 会議において報告される。

図表 1 分布推計のための段階的アプローチ

Step 1	一国合計値を調整
Step 2	ミクロのデータ情報源から、SNA の該当項目に関連する項目を決定
Step 3	欠落情報にかかる補足的な計算、ミクロデータの一国合計値（調整後）への拡大・縮小
Step 4	世帯の分類分け
Step 5	世帯グループにおける関連指標の算出

Step 1 は、一国合計値の調整である。所得・支出項目に関する国民経済計算の計数の範囲は、家計の分布情報の推計の対象としたい範囲と異なることから、こうした関係のない内容を除外する必要がある。これは、具体的には 3 種類の作業を行う。1 つめは、家計という制度部門の計数に、対家計民間非営利団体の所得・支出の額が合わさって集計・公表されている場合に、この対家計民間非営利団体分の計数を除外する作業である。2 つめは、最終消費支出の計数が居住者ベースではなく領土ベースで集計・公表されている場合に、非居住者による国内での直接購入（いわゆるインバウンド）を控除し、居住者による海外での直接購入（いわゆるアウトバウンド）を加算する作業である。3 つめが、施設入居世帯の控除である。施設入居世帯とは、病院・介護施設、拘留施設、寄宿学校、宿泊施設等で長期間生活している人から成る。これらの世帯の所得・消費行動は、いわゆる家計行動と異なることが想定され、分布結果の範囲から除外することが推奨されている。

Step 2 として、ミクロのデータ情報源から、SNA の該当項目に関連する項目を決定する作業が必要となる。ミクロのデータ情報源は、主に「調査データ」と「行政データ」の 2 種類に分類できるとされる。OECD（2024）によれば、調査データは、統計作成者が質問項目や標本の設計について裁量を持ち、調査・研究にそぐうデータを取得できるという利点がある一方、推定誤差の影響を受けるという欠点がある。他方、行政データは、人口の全体もしくは大部分をカバーすることから推定誤差の影響を受けにくいという利点がある一方、質問項目について統計作成者が影響力を持ちにくいという欠点がある。家計の分布情報の作成にあたっては、各国において利用可能なデータの定義、質、適時性等に基づき、最適なデータ情報源を選択する必要がある。

Step 3 として、欠落情報にかかる補足的な計算（推計）、及びミクロデータから一国合計値（調整後）への拡大・縮小の作業がある。ミクロのデータ情報源から情報が得られない欠落情報にはいくつかの種類があるが、SNA に特有の項目（雇用者の帰属社会負担、保険契約者に帰属する投資所得、年金受給権に係る投資所得、間接的に計測される金融仲介サービス（FISIM）等）にかかる計算を要する内容等が挙げられる¹¹。これを補完するため、3 つの代替手段が挙げられている。まず検討すべきとされているのは、分布が類似すると考えられる別の項目の情報をを用いる方法である。例えば、雇主の帰属社会負担について、

¹¹ この他にも、ミクロのデータ情報源が分布の推計時点で公表されていない場合、ミクロのデータ情報源が全人口をカバーしていない場合、あるいは、ミクロのデータ情報源がカバーしていない内容（地下経済等）がある場合があるとされる。

賃金・俸給の分布に基づいて導出するといったものがこれに該当する。第二に検討すべきとされている方法は、社会人口統計学的情報により推計するというものである。例えば、現物社会移転の推計について、世帯員の属性に基づく平均的な額を適用することなどがある。第三に、上位項目の分布を使用する方法があげられる。例えば、ある消費項目のミクロの情報源が得られない場合に、最終消費支出全体の分布にリンクさせるというものであり、これにより、全体の分布が当該項目の推計値の影響を受けにくくすることが可能となる。これらの補完は、それぞれマクロのデータをミクロから積み上げることでできる分布情報に従って割り振ることによって得られるが、これらの補正を行ったうえで、各ミクロデータからの積み上げ項目についても、マクロの当該項目に整合的な値となるように、拡大調整するという作業を行う。

Step 4 は、それぞれの世帯を、世帯グループに分類する作業である。主な世帯分類としては、等価可処分所得の分位、世帯の主な収入源別、世帯の構成員の人数と年齢別などの分類が挙げられている（図表 2）。

図表 2 OECD(2024)で示されている主な世帯分類

- ✓ 等価可処分所得の分位別（五分位、十分位、百分位など）
- ✓ ライフステージ効果や景気循環効果を考慮した収入の分位別（五分位、十分位）
- ✓ 世帯の主な収入源別（賃金・給与、混合所得、経常移転の受取、財産所得（純））
- ✓ 世帯の構成員の人数と年齢（いわゆる世帯類型）
 （たとえば、(1) 65 歳未満の単身世帯、(2) 65 歳以上の単身世帯、(3) 子どもが家にいる単身世帯、(4) 子どもが家にいない 65 歳未満の大人 2 人世帯、(5) 子どもが家にいない 65 歳以上の大人 2 人世帯、(6) 1～2 人の子どもが家にいる大人 2 人世帯、(7) 3 人以上の子どもが家にいる大人 2 人世帯、(8) その他 の 8 種類の世帯区分）
 ※「子ども」は、「16 歳以下のすべての個人」及び「17 歳以上 24 歳以下の個人で、世帯員の誰かの子どもであり、その家に居住している個人」と定義。

最後の Step 5 は、Step 4 までに得られた情報を用いて、分布結果を示すのに有用なデータを算出するという作業である。分布結果を示すデータの例としては、世帯当たりもしくは消費単位当たりのデータ、格差の尺度（例：全世帯平均に対する当該グループの世帯の平均値）、家計の収入及び消費の構成比（例：等価可処分所得五分位別の目的別最終消費支出の構成比）などが挙げられている。

4. 日本のデータを用いた推計方法

本稿は、前節で解説した OECD（2024）の手順・手法に倣い、日本の 2014 年及び 2019

年の試算を示すことを目的としている¹²。前述の手法でも記載した通り、各国データの違いに基づいて幾分か工夫が必要である。本節では、我々が施した日本におけるデータへの適用を含め、具体的な推計方法を解説する。

（１） 一国合計値の調整

前節で述べた通り、一国合計値における家計の値の調整、つまり、対家計民間非営利団体分の控除、消費面の領土ベースから居住者ベースへの修正、施設入居世帯の控除の３点への対応について述べる。

このうち、１点目については、日本における国民経済計算（以下、「JSNA」という。）では、所得・支出項目ともに、対家計民間非営利団体分を含まない計数が公表されていることから、対応は不要となる。

２点目に関しては、JSNAでは最終消費支出額総額について、居住者ベースでの計数（所得支出勘定における家計部門の最終消費支出）及び領土ベースでの計数（国内家計最終消費支出）の双方が公表されているため、対応は不要である。ただし、目的別の最終消費支出は、領土ベースである国内家計最終消費支出の内訳のみが公表されているため、目的別の非居住者家計の国内での直接購入及び居住者家計の海外での直接購入を推計し、それぞれ控除や加算を行う。前者については、『訪日外国人消費動向調査』（国土交通省）における日本滞在中の費目別支出のデータ等から目的別の比率を計算し、JSNAにおける非居住者家計の国内での直接購入にその比率を乗じることで算出した。後者は、『産業連関表』（総務省）における輸入（直接購入）等の目的別支出の比率に JSNA における居住者家計の海外での直接購入（一国合計値）を乗じることで算出した。

３点目の施設入居世帯分の控除については、世帯主の年齢に応じた世帯区分の分布情報のみを用いた簡易な手法をとった。直近の『令和２年国勢調査』（総務省）によれば、施設等の世帯の種類別の世帯人員数は 298 万人と、人口総数の 2.4%を占める（図表３）。施設等の世帯に属する人員数の総数に占める比率を年齢階級別にみると、高齢層及び若年層において比率が高く、「社会施設の入居者」（介護施設、児童保護施設等入居者）や「病院・療養所の入院者」、「寮・寄宿舎の学生・生徒」が多いことに由来する。本来ならば、これらの施設等の世帯に属する人の、所得・支出項目の情報をもとに、おおよその所得額や支出額を計測し控除することが望ましいが、日本においてはこれにあたる情報が利用可能でなかった。そこで、本稿における推計では、後述するミクロデータの集計より求められる世帯主の年齢階級別（概ね５歳ごと）の所得・支出項目にかかる計数を推計し、これらに、年齢層ごとの一般世帯¹³の世帯員数に対する施設入居者比率を乗じて、それらを施

¹² 本稿で示す推計結果は、後述の通り、総務省統計局所管の『全国消費実態調査』、『全国家計構造調査』、『全国単身収支実態調査』の調査票情報を利用して独自に集計・分析を行ったものである。

¹³ 『国勢調査』（全数調査）では、施設等世帯を除いた世帯を一般世帯とし、本稿の推計に用いた『全国家計構造調査』は、この一般世帯を対象とした調査となっている。

設入居世帯分の計数とした。この方法は、施設等の世帯に属するある世帯の所得や消費が、『全国家計構造調査』で調査対象となっている一般世帯のうち、世帯主年齢が同じである世帯と同程度とみなしているという点には留意が必要である。

図表 3 各年齢階級人口（総数）と施設等の世帯に属する世帯人員数

(万人)

	総数	施設等の世帯							
		総数に 占める比率 (%)	寮・寄宿舎 の学生・生 徒	病院・療養 所の入院者	社会施設の 入所者	自衛隊営舎 内居住者	矯正施設の 入所者	その他	
全年齢	12,614.6	298.3	2.4	18.5	52.6	209.4	9.2	4.6	3.8
～15歳	1,495.6	3.6	0.2	0.7	0.2	2.6	—	0.0	0.0
15～19歳	561.7	14.9	2.7	12.0	0.1	1.5	1.2	0.1	0.1
20～24歳	593.1	9.9	1.7	4.9	0.2	1.0	3.4	0.3	0.1
25～29歳	603.2	4.3	0.7	0.4	0.3	1.2	1.9	0.4	0.1
30～34歳	648.5	3.5	0.5	0.1	0.4	1.4	1.1	0.4	0.1
35～39歳	731.2	3.6	0.5	0.0	0.6	1.7	0.7	0.5	0.1
40～44歳	829.1	4.3	0.5	0.0	0.8	2.3	0.5	0.5	0.2
45～49歳	965.0	5.9	0.6	0.0	1.4	3.3	0.4	0.6	0.2
50～54歳	854.0	6.1	0.7	0.0	1.8	3.3	0.2	0.5	0.3
55～59歳	776.7	6.5	0.8	0.0	2.3	3.5	0.0	0.4	0.3
60～64歳	729.7	7.8	1.1	0.0	2.8	4.3	0.0	0.3	0.4
65～69歳	807.5	11.5	1.4	0.0	4.2	6.7	—	0.2	0.4
70～74歳	901.2	17.2	1.9	0.0	5.5	11.0	—	0.2	0.4
75～79歳	693.1	23.2	3.3	0.0	5.9	17.0	—	0.1	0.3
80～84歳	529.7	37.6	7.1	—	7.2	30.2	—	0.0	0.1
85歳以上	602.1	132.5	22.0	0.0	17.4	115.0	—	0.0	0.1
年齢不詳	293.2	5.9	2.0	0.3	1.7	3.5	—	—	0.5

(2) ミクロデータから SNA の該当項目に関連する項目を決定

欠落情報の計算、ミクロデータの一国合計値（調整後）への拡大/縮小

利用するミクロデータは、2014 年においては『全国消費実態調査』、2019 年においては『全国家計構造調査』の調査票情報である。2014 年に関しては、本推計の先行研究である山崎・酒巻（2018）と同様に推計を行っている¹⁴が、2019 年に関しては、『全国家計構造調査』と『全国消費実態調査』とで調査項目に相違があり、幾分『全国家計構造調査』の調査票情報は簡略化されていることから、利用可能な情報を用いて推計を行うための工夫を施している（図表 4、図表 5）。

『全国家計構造調査』や『全国消費実態調査』で情報が得られない項目については、OECD（2024）も踏まえ、他の項目の分布情報等を用いて算出を行った¹⁵。

¹⁴ 山崎・酒巻（2018）では、1984 年から 2014 年まで（5 年おき）の 7 か年について、世帯主の年齢階級別、世帯の可処分所得の分位別の推計結果が示されている。

¹⁵ 実際の推計においては、『全国家計構造調査』で情報が得られない項目については、世帯ごとに値を算出するのではなく、マクロ値を各属性区分の集計値に分割して推計する方法を採っている。

図表 4 2019 年における項目別の推計方法（所得支出勘定）

(1) 第1次所得の配分勘定	
1.1 財産所得（支払）	(1) + (2)
(1) 利子	a + b
a. 消費者負債利子	月賦・年賦の未払い残高を SNA に合わせて拡大したもの×利子率 (利子率は、SNA の住宅貸付以外の支払利子及び金融資産・負債残高表の住宅貸付以外の借入金から計算)
b. その他の利子	(a) + (b) + (c)
(a) 農林水産業	(月賦・年賦の未払い残高 + その他借入金残高) を SNA に合わせて拡大したもの×利子率 (利子率は、SNA の住宅貸付以外の支払利子及び金融資産・負債残高表の住宅貸付以外の借入金から計算)
(b) その他の産業 (非農林水産・非金融)	(月賦・年賦の未払い残高 + その他借入金残高) を SNA に合わせて拡大したもの×利子率 (利子率は、SNA の住宅以外の支払利子及び貸借対照表の住宅以外の借入金から計算)
(c) 持ち家	住宅の購入・建築・増改築 土地の購入のための借入金残高×利子率 (利子率は SNA の支払利子（持ち家）及び金融資産・負債残高表の住宅貸付の借入金から計算)
(2) 賃貸料	地代×年額換算係数 ¹⁶
1.2 第1次所得バランス（純）	「受取」－1.1
(再掲) 第1次所得バランス（総）	1.2 + 「固定資本減耗」
(控除) 固定資本減耗	下記の式により算出 ・固定資本減耗＝総資産額×（「住宅の構造、建築時期別残価率」（前年）－「住宅の構造、建築時期別残価率」（当年）） ・総資産額＝住宅の延床面積×「都道府県別・住宅の構造別 1 m ² 当たり建築単価」（総務省）
支 払	「受取」
1.3 営業余剰・混合所得（純）	「営業余剰（持ち家）（純）」＋「混合所得（純）」
(1) 営業余剰（持ち家）（純）	営業余剰（持ち家）（総）－固定資本減耗のうち営業余剰分 ・営業余剰（持ち家）（総）は、（ <u>帰属家賃－設備修繕・維持</u> ）×年額換算係数により計算。 ・固定資本減耗のうち営業余剰分は、SNA の値を、住宅の固定資本減耗の比率により按分して計算。
(2) 混合所得（純）	混合所得（総）－固定資本減耗のうち混合所得分 ・混合所得（総）は、 <u>農林漁業収入＋農林漁業以外の事業収入＋内職などの年間収入＋現物消費の年間見積額</u> により計算。 ・固定資本減耗のうち混合所得分は、SNA の値を、住宅の固定資本減耗の比率により按分して計算。
1.4 雇用者報酬（受取）	(1) + (2)
(1) 賃金・俸給	勤め先からの年間収入
(2) 雇主の社会負担	a + b
a. 雇主の現実社会負担	調査票情報から得られる世帯員ごとの属性・収入等と制度情報により、年金保険料、健康保険料の雇主負担分を計算 ¹⁷

¹⁶ 年額換算および当該係数の算出については、山崎・酒巻（2018）を参照。

¹⁷ 具体的には、世帯員ごとに、続柄、就業・非就業の別、年齢、職業符号、勤め先収入の情報をを用いて所

b. 雇主の帰属社会負担	※SNA 値を「雇主の現実社会負担」の比率で按分
1.5 財産所得（受取）	(1) + (2) + (3) + (4)
(1) 利子	(<u>定期預金・定期積金・定額・定期・積立貯金</u>を SNA に合わせて拡大したものの×利子率*) + (<u>普通・当座預金・通常貯金・その他の預貯金</u>を SNA に合わせて拡大したものの×利子率**) + (<u>貸付信託 金銭信託 (額面) + 債券 (額面) + その他 (社内預金など)</u>) を SNA に合わせて拡大したものの×利子率***) 利子率は、それぞれ以下により計算 * 定期預金金利 (預入金額 1 千万円以上 / 1 年) ** 普通預金金利 ***SNA の受取利子及び金融資産・負債残高表の現金・預金、債務証券、その他の金融資産・負債の預け金等から計算
(2) 配当	(<u>株式 (時価) + 投資信託 (時価)</u>) を SNA に合わせて拡大したものの×配当利回り (配当利回りは、SNA の配当及び金融資産・負債残高表の持分・投資信託受益証券 (うち株式) から計算)
(3) その他の投資所得	a+b+c
a. 保険契約者に帰属する投資所得	<u>生命保険 損害保険 簡易保険 (保険商品・年金商品)</u> を SNA に合わせて拡大したものの×利子率 (利子率は、SNA の保険契約者に帰属する投資所得及び金融資産・負債残高表の保険・年金・定型保証 (非生命保険準備金、生命保険・年金保険受益権、定型保証支払引当金) から計算)
b. 年金受給権に係る投資所得	※SNA 値を「保険契約者に帰属する投資所得」の比率で按分
c. 投資信託投資者に帰属する投資所得	投資信託 (時価) × 投資信託利回り (投資信託利回りは、SNA の投資信託投資者に帰属する投資所得及び金融資産・負債残高表の投資信託受益証券から計算)
(4) 賃貸料	<u>家賃・地代の年間収入</u>
受 取	1.3+1.4+1.5

(2) 所得の第2次分配勘定	
2.1 所得・富等に課される経常税（支払）	(1) + (2)
(1) 所得に課される税	調査票情報から得られる世帯員ごとの属性、収入等と制度情報により、所得税、住民税の支払額を推計 ¹⁸
(2) その他の経常税	※SNA 値を「所得に課される税」の比率で按分
2.2 純社会負担（支払）	(1) + (2) + (3) + (4) - (5)
(1) 雇主の現実社会負担	1.4 (2) a
(2) 雇主の帰属社会負担	※SNA 値を「雇主の現実社会負担」の比率で按分
(3) 家計の現実社会負担	調査票情報から得られる世帯員ごとの属性、収入等と制度情報により、年金保険料、健康保険料の雇用者負担分を推計
(4) 家計の追加社会負担	※SNA 値を「家計の現実社会負担」の比率で按分
(5) (控除) 年金制度の手数料	※SNA 値を「雇主の現実社会負担」の比率で按分

属する年金制度や社会保険制度を判定したうえで、制度に応じて年金保険料及び健康保険料を推計した。各種の保険料減免制度について反映していない。

¹⁸ 推計にあたっては、各種の所得控除のうち、基礎控除、社会保険料控除、寡婦・寡夫控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、住宅借入金等特別控除を考慮したが、データ制約の理由から、その他の控除（医療費控除、生命保険料控除、勤労学生控除等）は考慮していない。

2.3 その他の経常移転（支払）	(1) + (2)
(1) 非生命純保険料	<u>火災・地震保険料</u> + <u>自動車保険料（自賠償）</u> + <u>自動車保険料（任意）</u> + <u>自動車保険料以外の輸送機器保険料</u> (それぞれの項目について年額換算をした上で、年収表ベースへの変換を行って推計)
(2) 他に分類されない経常移転	a+b
a. その他の経常移転	<u>信仰祭祀費</u> + <u>寄付金</u> + <u>他の負担費</u> + <u>仕送り金</u> + <u>贈与金</u> (それぞれの項目について年額換算をした上で、年収表ベースへの変換を行って推計)
b. 罰金	※SNA 値を「その他の経常移転」の比率で按分
2.4 可処分所得（純）	「受取」 - 2.1 - 2.2 - 2.3
支 払	「受取」
2.5 第1次所得バランス（純）(1.2)	1.2
2.6 現物社会移転以外の社会給付（受取） ¹⁹	(1) + (2) + (3) + (4)
(1) 現金による社会保障給付	年金及び児童手当について、それぞれ以下の方法で計算して計上 ・年金： <u>公的年金・恩給</u> ・児童手当：調査票情報から得られる世帯員ごとの属性、収入等と制度情報により計算
(2) その他の社会保険年金給付	<u>企業年金受取金</u>
(3) その他の社会保険非年金給付	※SNA 値を「現金による社会保障給付」 + 「その他の社会保険年金給付」 + 「社会扶助給付」の比率で按分
(4) 社会扶助給付	<u>社会保障給付金（公的年金・恩給以外）</u> - 児童手当 + <u>その他の年間収入</u>
2.7 その他の経常移転（受取）	(1) + (2)
(1) 非生命保険金	<u>他の保険金</u>
(2) 他に分類されない経常移転	<u>親族などから仕送りをしてもらった額</u> ※他に分類されない経常移転（受取）のうち、仕送り金に相当する比率分（家計調査（公表データ）から推計）。それ以外については世帯均等割とみなす。
受 取	2.5 + 2.6 + 2.7

(3) 現物所得の再分配勘定	
3.1 調整可処分所得（純）(5.3)	「受取」

¹⁹ 「その他の経常移転（受取）」のうち、以下の項目において、『全国家計構造調査』（2019年）と『全国消費実態調査』（2014年）の項目の違いがある。そのため、両年の本稿における推計結果も定義の違いがあることに留意が必要である。

	『全国家計構造調査』（2019年）	『全国消費実態調査』（2014年）
現金による社会保障給付	公的年金・恩給 社会保障給付金（公的年金・恩給以外）	公的年金・恩給
その他の社会保険年金給付	企業年金受取	企業年金・個人年金受取金の半分（※）

（※）企業年金は経常移転の受取に該当する一方、個人年金は該当しない。『全国消費実態調査』の結果からは企業年金と個人年金の内訳が分からないことから、半分为企業年金であると仮定した。

支 払	「受取」
3.2 可処分所得（純）(2.4)	2.4
3.3 現物社会移転（受取）	(1) + (2)
(1) 現物社会移転 (非市場産出)	教育及び保育の現物社会移転について計算。 ・教育：「地方教育費調査」（文部科学省）、「学校基本調査」（文部科学省）、「今日の私学財政」（私学事業団）等から一人当たりの教育サービスを求め、調査票情報から得られる在学者数を乗じて推計。 ・保育：「保育白書」（全国保育団体連絡会）及び調査票情報から得られる保育所入所者数等から計算される保育サービス額から、制度情報及び調査票情報から得られる保育所入所者数等により計算される実際の保育料を差し引いて推計。
(2) 現物社会移転 (市場産出の購入)	医療及び介護の現物社会移転について計算。 ・医療： <u>品目別保健医療サービス</u> を年額換算した上で年収表ベースに変換し、自己負担率で除して現物社会移転の総額を求め、実際の支出額を差し引いて推計。 ・介護： <u>介護サービス費</u> を年額換算した上で年収表ベースに変換し、自己負担率で除して移転の総額を求め、実際の支出額を差し引いて推計。
受 取	3.2+3.3

(4) 所得の使用勘定 a. 可処分所得の使用勘定	
4.1 最終消費支出 (個別消費支出)	家計の目的別最終消費支出における家計最終消費支出
4.2 貯蓄（純）	「受取」－4.1
支 払	「受取」
4.3 可処分所得（純）(2.4)	2.4
4.4 年金受給権の変動調整 (受取)	※SNA 値を、「純社会負担（支払）」－「現物社会移転以外の社会給付（受取）」の比率で按分。ただし、「年金受給権の変動調整」の合計値との比較により符号を調整。 (企業年金等の属性別情報は得られないため、代替的な指標として用いている。)
受 取	4.3+4.4

(4) 所得の使用勘定 b. 調整可処分所得の使用勘定	
5.1 現実最終消費 (現実個別消費)	3.3+4.1
5.2 貯蓄（純）	「受取」－5.1
支 払	「受取」
5.3 調整可処分所得（純） (3.1)	3.1
5.4 年金受給権の変動調整 (受取)	4.4
受 取	5.3+5.4

図表5 2019年における項目別の推計方法（家計の目的別最終消費支出）

家計の目的別最終消費支出	
1. 食料・非アルコール飲料	<u>食料－酒類－外食＋交際費（食料）</u> を年額換算した上で年収表ベースに変換し、さらにこづかい補正（前田・梅[2013]）を行って推計。 ※年額換算、年収表ベースへの変換、こづかい補正は、以下の2～12においても同様に行っている（記載は省略）
2. アルコール飲料・たばこ	<u>酒類＋たばこ</u>
3. 被服・履物	<u>被服及び履物＋交際費（被服及び履物）</u>
4. 住居・電気・ガス・水道	<u>家賃＋設備修繕費・維持＋光熱・水道＋持ち家の帰属家賃</u>
5. 家具・家庭用機器・家事サービス	<u>家具・家事用品＋交際費（家具・家事用品）</u>
6. 保健・医療	<u>保健医療－出産入院料</u>
7. 交通	<u>交通＋自動車関係費－自動車保険料－自動車保険以外の輸送機器保険料</u>
8. 通信	<u>通信</u>
9. 娯楽・レジャー・文化	<u>教養娯楽－宿泊料＋教科書・学習参考教材＋交際費（教養娯楽）</u>
10. 教育	<u>授業料＋学校給食</u>
11. 外食・宿泊	<u>外食＋宿泊料</u>
12. その他	<u>補習教育＋交際費（他の物品のサービス）＋交際費（贈与金）＋交際費（他の交際費）＋その他の消費支出－非貯蓄型保険料－寄付金－他の負担金－仕送り金－贈与金－たばこ</u>
家計最終消費支出	1～12の合計

（3）世帯の分類分け

（2）の推計結果を用いて、以下の3種類の分類ごとの合計額を集計し、各所得支出項目について、それぞれの分類に属する世帯数で除した1世帯あたり額の算出を行った。

① 等価可処分所得の分位別（五分位別）

調査票情報等から計算される各世帯の可処分所得の推計値²⁰を等価世帯人員数で除すことにより求めた、各世帯の等価可処分所得を計算し、これについて世帯数で五分位²¹に区切り、各項目について集計を行った（以下、「所得五分位別」という。）。等価世帯人員数とは、OECD（2024）を踏まえ、各世帯人員の年齢に応じて世帯員数を換算したものであり、具体的には、世帯主を1消費単位（1人）、世帯主以外の人員のうち15歳以上の者を0.5消費単位（0.5人）、15歳未満の者を0.3消費単位（0.3人）としてカウントしている。

²⁰ 欠落情報の帰属計算やマイクロデータの一国合計値（調整後）への拡大/縮小を行う前のベースで計算。

²¹ 前述の通り、DGI-3における次善ターゲットでは五分位別のデータを作成・公表することが求められているが、最善ターゲットでは十分位別のデータを示すことも推奨されている。十分位別のデータを示すには、本稿推計値と比べ、より制度に忠実な精緻な推計が求められることから、ここでは五分位別の推計値を示している。更なる課題については、結びにて示す。

② 世帯類型別

調査票情報から得られる世帯人員の情報を用いて、OECD（2024）で示されている「世帯の構成員の人数と年齢」の区分に沿って、「単身 65 歳未満世帯」、「単身 65 歳以上世帯」、「ひとり親の子育て世帯」、「大人 2 人世帯（共に 65 歳未満）」、「大人 2 人世帯（少なくとも 1 人は 65 歳以上）」、「大人 2 人子ども 1～2 人世帯」、「大人 2 人子ども 3 人以上世帯」、「その他の世帯」の計 8 区分での集計を行った。大人と子どもを区別する際には、OECD（2024）での定義を踏まえ、「16 歳以下の者」及び「17 歳以上 24 歳以下であり、かつ、世帯主との続き柄が『子』である者」を子どもとみなし、それ以外の者を大人とした。

なお、上記の定義からも分かる通り、本区分においては、世帯人員同士の続き柄は（子どもか否かの判定時を除き）考慮していない。たとえば「大人 2 人世帯」における大人 2 人は、必ずしも夫婦のみならず、60 歳の片親と 30 歳の子の 2 人からなる世帯なども含まれることになる。

③ 主な収入源別

OECD（2024）で示されている主な収入源区分、つまり「賃金・俸給」、「自営業収入」、「経常移転の受取」、「財産所得（純）」の 4 つについて集計を行い、各世帯で、これらのうち、最大となる収入源区分を「主な収入源」とした²²。

賃金・俸給、財産所得については上記表 5 と同定義であり、自営業収入は同表の「混合所得」にあたる。また、経常移転の受取は同表の「現物社会移転以外の社会給付（受取）」のうち、その他の社会保険非年金給付やその他の年間収入を勘案しない値に相当する。

5. 推計結果

本節では、前節における分類のうち、等価可処分所得の分位（以下、所得階級別）の結果を示し、2019 年『全国家計構造調査』の公表値や、各国の推計結果との比較を行う。（その他の分類については、参考表において計数を掲載）

（1）『全国家計構造調査』の公表値との比較

所得階級別でみた 1 世帯当たりの可処分所得および消費支出の推計値（以下、本稿推計値）について、『全国家計構造調査』における所得階級五分位の公表値（以下、公表値）²³

²² 全ての収入源がゼロとなる世帯については、便宜的に、「経常移転の受取」が主な収入源であるとした。

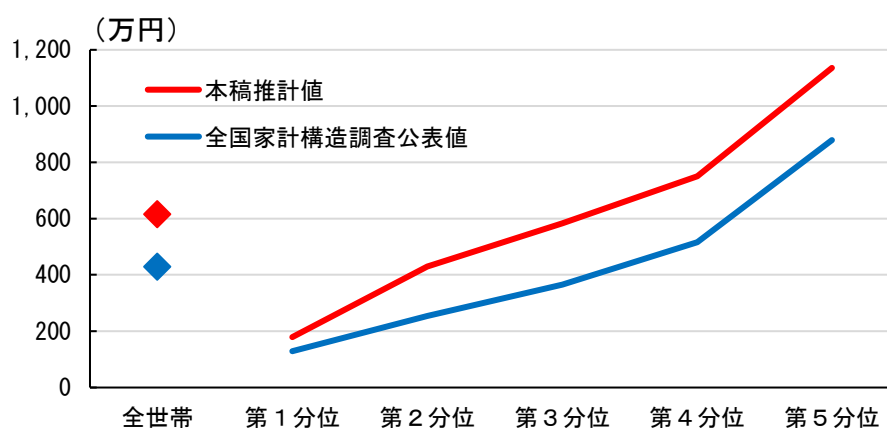
²³ 消費支出については、家計収支に関する結果（家計総合集計）のうち 1-21 表の年間収入五分位階級別の統計を、可処分所得については所得に関する結果（所得資産集計）のうち 3-23 表の年間可処分所得五分位階級別の統計を使用した。この比較において、公表値の所得階級については、世帯当たりの年間収入（あるいは、年間可処分所得）五分位となっており、等価可処分所得による分類ではないことに留意。なお、本稿推計では所得と消費を一体として扱う必要があることから家計総合集計による調査票情報を用いている。

と比較を行い、主な特徴を明らかにする。

(1 世帯当たり可処分所得)

本稿推計値における1世帯当たり可処分所得（固定資本減耗を控除する前の「総」概念）と『全国家計構造調査』における1世帯当たり可処分所得の結果を比較したものが、図表6である。本稿推計値は公表値の水準を上回るが、これは、マイクロデータの集計値とマクロの値の乖離によると考えられる。この乖離を生み出す具体的な要因としては、1つには、可処分所得として集計する対象が異なるという定義の違いが挙げられる。本稿推計値では、SNAの帰属計算の考え方により、『全国家計構造調査』では所得として認識されない「保険契約者に帰属する投資所得」や「投資信託投資者に帰属する投資所得」など実際に家計が金銭として受領していないものの事実上家計の受取とみなすことのできる所得を計上している。JSNAにおける2019年の家計の受取の金額のうち、「保険契約者に帰属する投資所得」が約8.3兆円、「投資信託投資者に帰属する投資所得」が0.4兆円となっており、前者については同年におけるJSNA上の利子の受取（約6.8兆円）や配当の受取（約6.5兆円）のそれぞれの金額よりも大きい。本稿推計値では、これらを世帯の収入データの状況に応じて割り振って計上していることから、公表値よりも上振れる要因となる。2つ目に、家計向けの調査である『全国家計構造調査』で得られた全世帯合計額と家計部門を総体として推計するJSNAの計数では計測上の違いも影響している。『全国家計構造調査』では、各調査世帯が認識し報告した値によるのに対して、JSNAは、各収入項目等について『毎月勤労統計』や『労働力統計』等の事業所向けの調査、『国勢統計』等の全数調査、税を含む政府の決算情報等を使用して推計しており、一国の家計全体の値を把握するより精度の高い推計結果になっていると言える。本稿推計値では、こうしたマクロで得られた値との整合性を図る推計を試みており、前段で掲げた財産所得について、特に大きな乖離が生じやすい。公表値は、『全国家計構造調査』の調査対象世帯が認識している受取利子・配当となるが、これらは過少報告となりやすい（宇南山, 2023）。本稿推計値では、『全国家計構造調査』で得られたストックである金融資産額に注目し、これをSNAの総額に合うように推計したうえで、各資産に対応する利子率や配当比率等を割り当てることにより利子配当額を推計している。浜田（2012）等では、当該計算方法を採用することにより、全国消費実態調査で報告された利子配当額の合計と比べて2倍程度に拡大することが示唆されている。

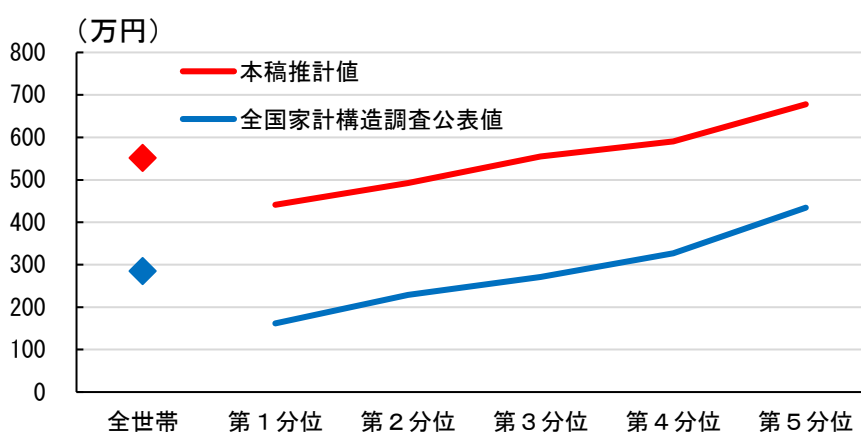
図表6 1世帯当たりの可処分所得（所得五分位別）



(消費)

次に、消費支出についてみるために本稿推計値における家計最終消費支出と『全国家計構造調査』における公表値を比較すると、可処分所得と同様に、全体的に本稿推計値の方が高い水準にある（図表7）。これについても、可処分所得の算定と同様に、本稿推計値には、『全国家計構造調査』では消費支出と認識されないものの、SNA上では消費支出として計上される持ち家の帰属家賃が含まれることなどが要因であると考えられる²⁴。

図表7 1世帯当たりの消費支出（所得五分位別）



²⁴ 『全国家計構造調査』で公表されている消費支出は、原則、10月と11月を対象として算出した1か月あたりの消費支出となっている。ここでは、その値を12倍することにより簡易的に年換算を行っているが、実際の消費支出には季節性があり、このことも本稿推計値と『全国家計構造調査』の水準の乖離の要因となっていると考えられる。

(2) 国際比較

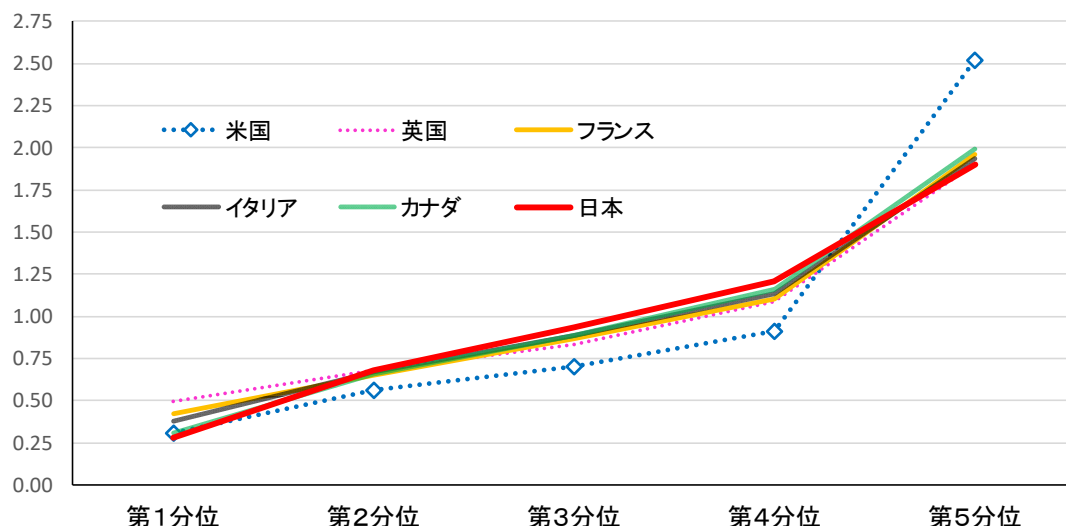
所得五分位別にみた本稿推計値（各階級における1世帯平均値）の可処分所得および消費支出について、全世帯平均に対する比を求め、OECDで公表されている、米国、英国、フランス、イタリア、カナダの同様の推計結果と比較を行う²⁵。

(1 世帯あたり可処分所得)

本稿推計値（日本）を各国と比較すると、米国を除く国と同程度で、第2～4分位で米国を上回り、第5分位で米国を下回る。また、第1分位ではいずれの国よりもやや低い値となっている（図表8）。

日本の第1分位における可処分所得が低い要因を確認するため、その構成項目を各国のそれと比較してみると（図表9）、日本では、所得・富等に課される経常税の支払が小さい一方で純社会負担の支払がやや大きいこと、米国やフランス、イタリアよりも雇用者報酬の受取が小さい一方で、英国やフランス、カナダよりも現物社会移転以外の社会給付の受取が小さい。つまり、受取額の各項目が小さく、これにかかる社会負担が相対的に大きいことから、第1分位における可処分所得の全世帯平均に対する比が相対的に小さくなることが分かる。日本における第1分位において雇用者報酬が小さいのは、所得の第1分位で世帯主年齢が65歳以上となる世帯が相対的に多いことから（図表10）、退職世帯が多く含まれることも影響していると考えられる。

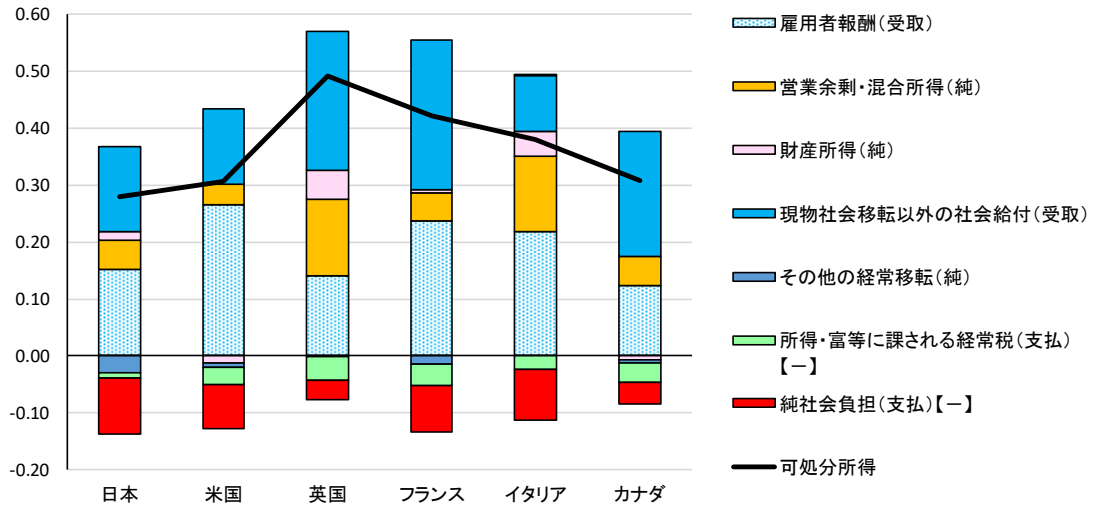
図表8 所得五分位別の可処分所得（全世帯平均に対する比）



(備考) 日本は本稿試算結果、日本以外の国は OECD Data Explorer により作成。日本は 2019 年、米国及びカナダは 2016 年、英国は 2017 年、フランスおよびイタリアは 2015 年。

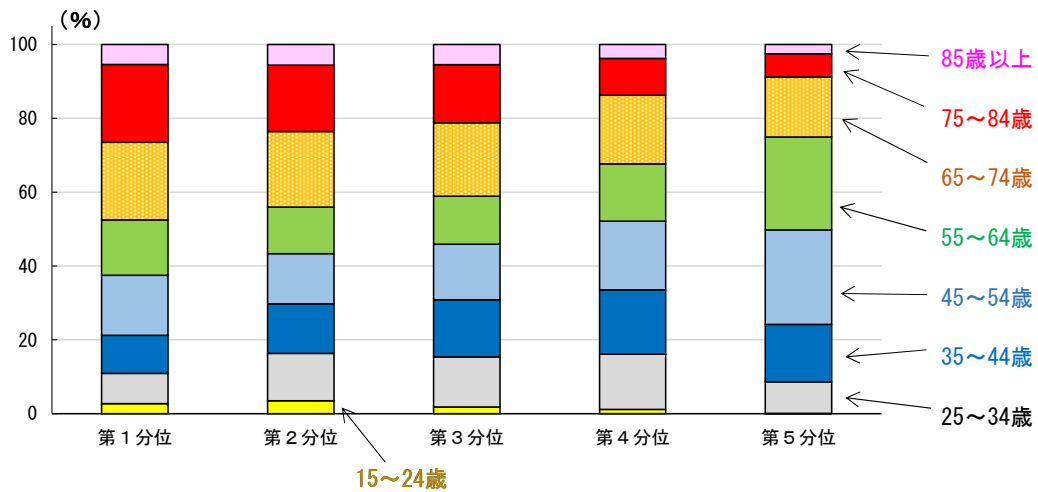
²⁵ 実験的統計 (experimental statistics) として OECD Data Explorer に掲載されているものを使用している。
(データ取得日、2024 年 8 月)

図表 9 所得階級第 1 分位の 1 世帯当たり可処分所得及びその構成項目
(全世帯平均の可処分所得に対する比)



(備考) 日本は本稿試算結果、日本以外の国は OECD Data Explorer により作成。日本は 2019 年、米国及びカナダは 2016 年、英国は 2017 年、フランスおよびイタリアは 2015 年。
凡例中、【-】がついている項目は、可処分所得を計算する際の控除項目。

図表 10 日本の所得階級各分位における世帯主の年齢別構成比



(備考) 本稿試算結果により作成。

(消費)

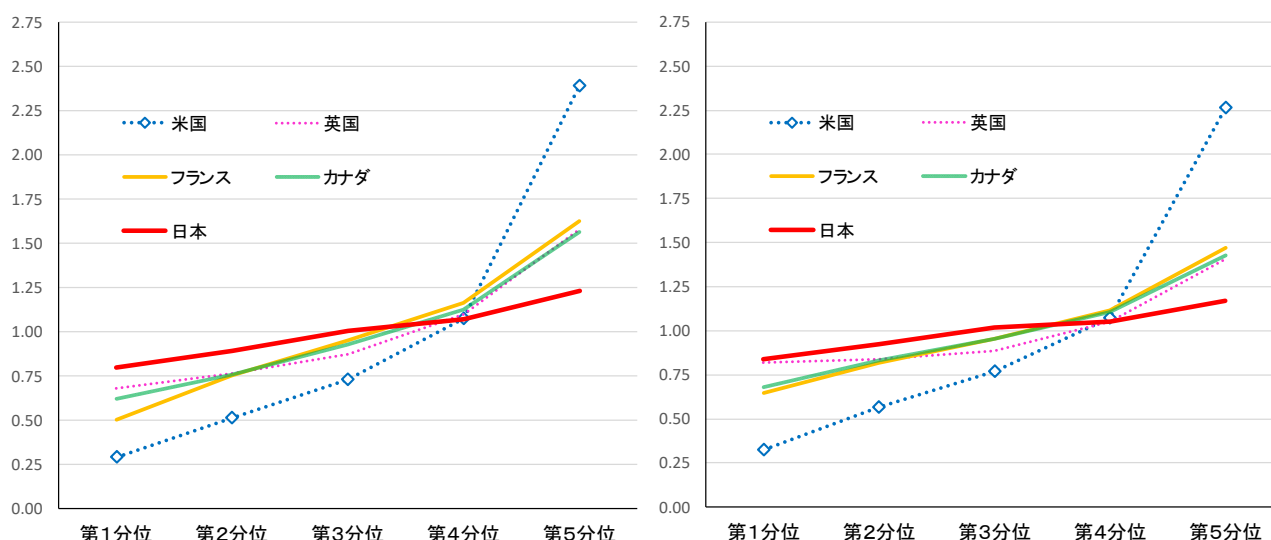
次に、所得五分位別の 1 世帯あたり最終消費支出について、全世帯平均のそれに対する比を算出し、各国と比較する (図表 11)²⁶。これをみると、日本は他国に比べて階級間の違いが小さく、第 1 分位では、米国は 0.32、フランス、カナダ、英国は 0.5~0.7 程度とな

²⁶ イタリアについては、消費に関する結果が掲載されていないため、除いている。

っているのに対して日本では0.80程度と、平均値との差が少ない上、最高所得階級の第5分位であっても、米国は2.5、フランス、カナダ、英国は1.6程度を示しているのに対して日本は1.25程度にとどまる。さらに、最終消費支出に現物社会移転を加算した現実最終消費でみると、いずれの国においても階級間の差がなだらかにはなる。特に英国では第1分位で日本と同程度の0.9程度となるなど、特に所得の低い階級の比率を押し上げている。第5分位では最終消費支出でみた比率よりは低下するがわずかにあり、現実最終消費でも、他の国に比べて日本では階級間の差が最も少ない結果となっている。

前述の可処分所得の結果では、日本は、各国より低所得世帯の世帯所得が相対的に低いなど、米国を除いて階級間の差が大きい様子がみられた。併せて考えると、日本では、低所得層において、貯蓄を取り崩して消費を行っている可能性も高いが、消費額における格差は他国よりも小さいと言える。

図表 11 所得五分位別の消費（全世帯平均に対する比）
(1) 最終消費支出 (2) 現実最終消費



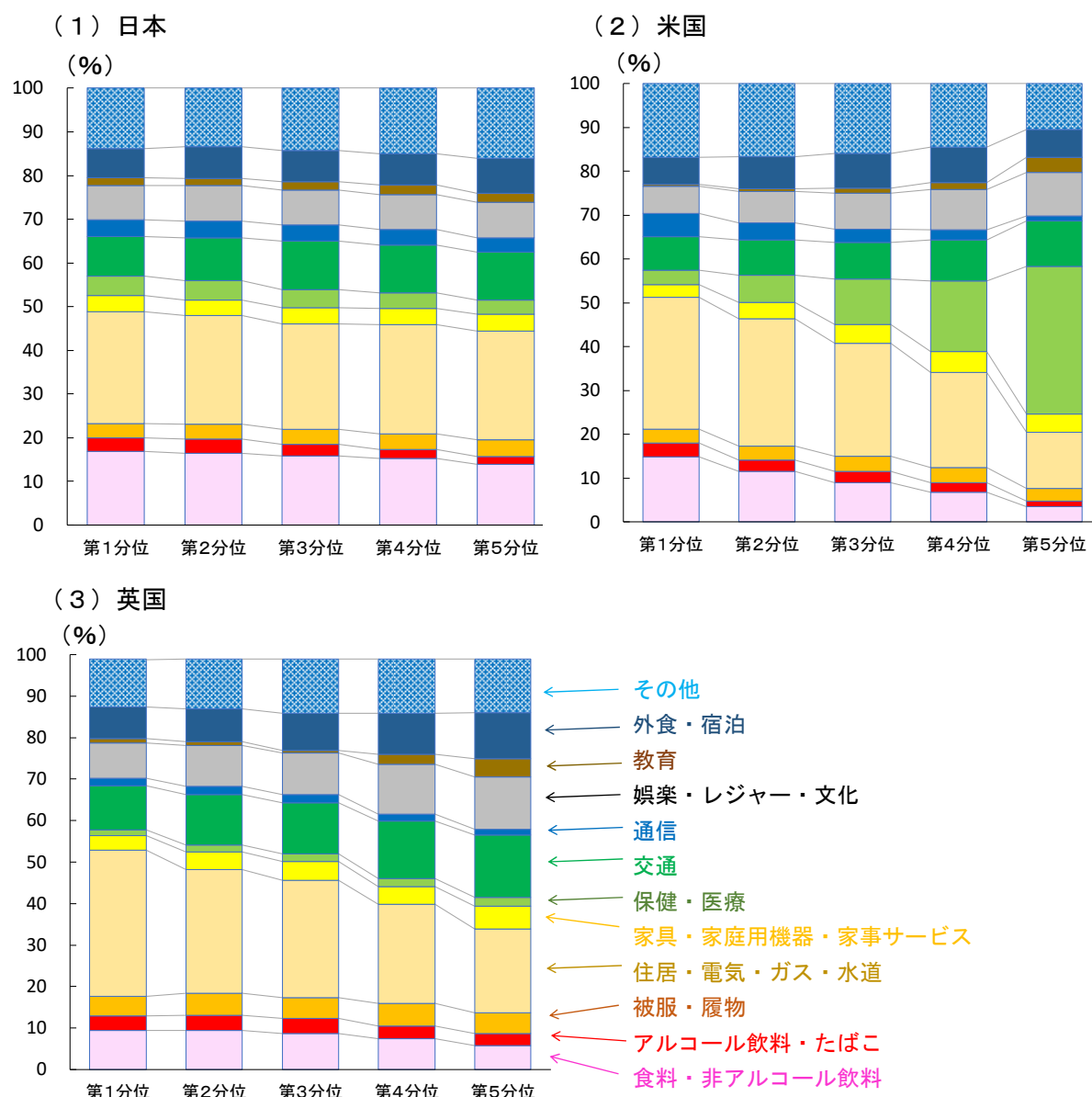
(備考) 日本は本稿試算結果、日本以外の国は OECD Data Explorer により作成。日本は 2019 年、米国及びカナダは 2016 年、英国は 2017 年、フランスおよびイタリアは 2015 年。

本稿推計値では、家計の消費支出総額だけでなく、目的別の内訳についても示せるため、所得階級の違いによる消費バスケットを比較することができる。

いずれの国においても、所得の第1分位では、第5分位と比較して、食料・非アルコール飲料の占める比率が高い傾向がみられる（図表 12）が、日本に比べて、米国や英国で顕著である。日本は住居・電気・ガス・水道にかかる消費が、どの階級においても消費総額の4分の1程度を占めているが、米国・英国では第1分位の家計では消費の3割以上に相当するのに対し、第5分位では2割未満に収まっている。他の項目で日本と比べて大きく

差がみられるのは、米国では高位の所得階級で保健・医療の占める比率が大きい²⁷ことや、米国・英国ともに、高位の所得階級で教育の占める比率が大きいことなどが読み取れる。総じて、日本では、所得分位による消費の構成比の違いが、米国や英国と比較して小さいことが分かる。

図表 12 所得五分位別の家計最終消費支出の目的別構成比



(備考) 日本は本稿試算結果、日本以外の国は OECD Data Explorer により作成。日本は 2019 年、米国は 2016 年、英国は 2017 年。

²⁷ 米国においては、保険負担分の医療費が家計の最終消費支出に含まれる点に留意。

以上、本稿における所得階級別の推計値について、『全国家計構造調査』の結果との比較や国際比較を通じて概観した。本稿では、世帯類型別や主な収入源別による推計も行っており、それらを含む推計結果全体については、参考表 1—1～3—2 を参照いただきたい。

6. 結び

本稿では、家計の所得や消費の分布の計測に関し、国際的議論の動向を紹介したうえで、これらの議論を受けて OECD（2024）が示す方法論を解説するとともに、その方法論に従い『全国家計構造調査』や『全国消費実態調査』の調査票情報等を用いて推計した結果を示した。最後に、家計の分布情報の推計について、さらに改良・拡充しうる点を述べる。

第一に、さらに追加的にミクロの情報を取り入れることがあげられる。本稿の推計では、『全国家計構造調査』または『全国消費実態調査』を主に使用したが、OECD（2024）では、複数の異なるミクロデータを使うことも有効であることが示唆されている。たとえば、統計調査では高額所得者に関する情報が十分に捉えきれないことがあることが指摘されており、第2節で紹介した 2025SNA で言及されているような、所得の上位1%や0.1%の層の推計を行う際には、悉皆的に所得の情報を含む行政記録情報等、今回の推計で採用したデータ以外も活用し、高額所得者に関する情報を取り入れることが望ましいと考えられる。また、本稿の推計では、社会負担や所得税、住民税の支払について全ての減免制度や所得控除制度を反映できてはいない。制度面の推計方法を精緻化するほか、代替的なデータを参照・活用して一定の仮定を置いて補うなど、推計により一層具体的な制度の反映を行う余地がある。

第二に、経済主体の多様化を踏まえた、より多面的な属性に注目した分析と、それに耐えうる推計の精緻化である。今回の推計では、DGI-3 や 2025SNA での記述を踏まえ、所得分位別、世帯類型別、主な収入源別の区分で推計を行ったが、世帯主の年齢情報や保有資産の情報なども含めて分析することにより、家計の経済状況をより詳細に分析することが可能となる。たとえば、所得階級別に考えると、所得の低い層の中には、金銭入手手段に乏しく生活に困窮している世帯も含まれれば、所得が年金だけで少額と評価されているものの資産や持ち家を保有し、ゆとりをもって生活が送れている退職世帯も含まれる。区分を複合的に組み合わせることで、家計の実態を把握することが可能になる。第2節で述べたように、DGI-3 等では、家計の富の分布情報も作成することが求められている。本稿推計で用いた『全国家計構造調査』では、家計の収入や支出の状況だけでなく、資産や負債の状況についても調査が行われていることから、本稿推計同様、マクロのストック統計との不整合をもたらしてしまう統計調査上欠落しがちな情報を何らかの形で補完することにより、富の分布情報を作成することができると考えられる。

こうした点も含め、今後も家計の分布情報に関するデータがさらに改良・拡充され、家計の経済状況に関する分析に資することが期待される。

参考文献

宇南山卓 [2023] 「公的統計における家計収支」『現代日本の消費分析-ライフサイクル理論の現在地』第11章、慶応義塾大学出版会

河越正明・前田佐恵子 [2013] 「家計の行動と SNA ～SNA 分布統計を用いた分析例～」
New ESRI Working Paper No.28

前田佐恵子・梅田政徳 [2013] 「SNA 分布統計における消費・貯蓄についての再推計」『季刊国民経済計算』No.150 pp.59-74.

多田洋介 [2022] 「2025SNA に向けた国際的な議論の動向」国民経済計算関連論文 No.1

浜田浩児 [2003] 「SNA 家計勘定の分布統計」『経済分析』第 167 号

浜田浩児 [2005] 「1990 年代における SNA ベースの所得・資産分布」ESRI ディスカッション・ペーパー・シリーズ No.129

浜田浩児 [2010] 「2004 年 SNA 分布統計の推計—国民経済計算ベースの所得・資産分布—」
『季刊国民経済計算』No.141 pp.51-93

浜田浩児 [2012] 「2009 年 SNA 分布統計の推計—2000 年代後半における国民経済計算ベースの所得・資産分布—」『季刊国民経済計算』No.148 pp.1-60

山崎朋宏・酒巻哲朗 [2018] 「SNA の枠組みにおける家計詳細勘定の再推計」ESRI Research Note No.42

OECD [2021] *Distribution of household income, consumption and saving in line with national accounts: Methodology and results from the 2020 collection round*, January 2021

OECD [2024] *Handbook on the Compilation of Household Distributional Results on Income, Consumption and Saving in Line with National Accounts Totals*, January 2024

Stiglitz, Joseph E., Amartya Sen and Jean-Paul Fitoussi [2009] *The Measurement of Economic Performance and Social Progress Revisited — Report by the Commission on the Measurement of Economic Performance and Social Progress*, Centre de recherche en économie de SciencesPo, Observatoire français des conjonctures économiques (OFCE).